

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案																																																						
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>52,214,752,000</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 900,000,000 株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 900,000,000 株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 1,500,000,000 株を、それぞれ超えないものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">48,000,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>第十一種の優先株式</u></td> <td style="text-align: right;"><u>914,752,000 株</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第一回第十四種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第二回第十四種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第三回第十四種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第四回第十四種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第一回第十五種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第二回第十五種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第三回第十五種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第四回第十五種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第一回第十六種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,500,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第二回第十六種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,500,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第三回第十六種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,500,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第四回第十六種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,500,000,000 株</td> </tr> </table> <p>(優先配当金)</p> <p>第 13 条 当社は、第 48 条に定める剰余金の配当（ただし、同条に定める中間配当を除く。）については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第 14 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	普通株式	48,000,000,000 株	<u>第十一種の優先株式</u>	<u>914,752,000 株</u>	第一回第十四種の優先株式	900,000,000 株	第二回第十四種の優先株式	900,000,000 株	第三回第十四種の優先株式	900,000,000 株	第四回第十四種の優先株式	900,000,000 株	第一回第十五種の優先株式	900,000,000 株	第二回第十五種の優先株式	900,000,000 株	第三回第十五種の優先株式	900,000,000 株	第四回第十五種の優先株式	900,000,000 株	第一回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株	第二回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株	第三回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株	第四回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>51,300,000,000</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 900,000,000 株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 900,000,000 株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 1,500,000,000 株を、それぞれ超えないものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">48,000,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第一回第十四種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第二回第十四種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第三回第十四種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第四回第十四種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第一回第十五種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第二回第十五種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第三回第十五種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第四回第十五種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">900,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第一回第十六種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,500,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第二回第十六種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,500,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第三回第十六種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,500,000,000 株</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第四回第十六種の優先株式</td> <td style="text-align: right;">1,500,000,000 株</td> </tr> </table> <p>(優先配当金)</p> <p>第 13 条 当社は、第 48 条に定める剰余金の配当（ただし、同条に定める中間配当を除く。）については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第 14 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	普通株式	48,000,000,000 株	第一回第十四種の優先株式	900,000,000 株	第二回第十四種の優先株式	900,000,000 株	第三回第十四種の優先株式	900,000,000 株	第四回第十四種の優先株式	900,000,000 株	第一回第十五種の優先株式	900,000,000 株	第二回第十五種の優先株式	900,000,000 株	第三回第十五種の優先株式	900,000,000 株	第四回第十五種の優先株式	900,000,000 株	第一回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株	第二回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株	第三回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株	第四回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株
普通株式	48,000,000,000 株																																																						
<u>第十一種の優先株式</u>	<u>914,752,000 株</u>																																																						
第一回第十四種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第二回第十四種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第三回第十四種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第四回第十四種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第一回第十五種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第二回第十五種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第三回第十五種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第四回第十五種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第一回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株																																																						
第二回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株																																																						
第三回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株																																																						
第四回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株																																																						
普通株式	48,000,000,000 株																																																						
第一回第十四種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第二回第十四種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第三回第十四種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第四回第十四種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第一回第十五種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第二回第十五種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第三回第十五種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第四回第十五種の優先株式	900,000,000 株																																																						
第一回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株																																																						
第二回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株																																																						
第三回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株																																																						
第四回第十六種の優先株式	1,500,000,000 株																																																						

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第十一種の優先株式</u> <u>1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</u></p> <p>第一回から第四回までの第十四種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十五種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十六種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>(条文省略) (条文省略)</p>	<p>第一回から第四回までの第十四種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十五種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十六種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>(現行のとおり) (現行のとおり)</p>
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p><u>第十一種から第四回第十六種までの優先株式</u> 1株につき1,000円</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p><u>第一回第十四種から第四回第十六種までの優先株式</u> 1株につき1,000円</p> <p>(現行のとおり)</p>
<p>(優先株式の取得請求)</p> <p>第19条 <u>第十一種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会の決議で定める。</u></p> <p>— 第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株主は、発行</p>	<p>(優先株式の取得請求)</p> <p>第19条 (削除)</p> <p>第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株主は、発行</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める取得を請求することができる期間(以下、<u>前項に定める期間とあわせて「取得請求期間」という。</u>)中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める。</p> <p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第20条 当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった<u>第十一種、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)</u>をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式1株の払込金相当額(ただし、<u>第十一回第十一種優先株式については、1,000円とする。以下同じ。</u>)を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は一銭の位まで算出し、その一銭の位を四捨五入する。</p> <p>前項の普通株式の数は、<u>第十一種の優先株式については、当該優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数、</u>ならびに第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式については、当該優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>(条文省略)</p>	<p>に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める取得を請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める。</p> <p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第20条 当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式1株の払込金相当額を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は一銭の位まで算出し、その一銭の位を四捨五入する。</p> <p>前項の普通株式の数は、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式については、当該優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>(現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(条文省略)	(現行のとおり)
(条文省略)	(現行のとおり)

以 上